

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ニッセイケンセツ
日誠建設株式会社
住所 〒632-0072
天理市富堂町33番地の1
^{フリガナ}代表者氏名 ナカオ クニオ
代表取締役 中尾 國男
電話番号 0743-68-1570
FAX番号 0743-68-1576
メールアドレス nissei3301@ace.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 月 日

届出者

氏名又は名称 日誠建設株式会社

住 所 〒632-0072

天理市富堂町33番地の1

ナカオ クニオ

代表者氏名 代表取締役 中尾 國男



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニッセイケンセツ 日誠建設株式会社		
住 所	〒632-0072 天理市富堂町33番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	ナカオ クニオ 代表取締役 中尾 國男		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2)・代表者の変更 (3)・役員の変更	代表取締役 中尾勇人 取締役 中尾勇人 取締役 森田徹 取締役 中尾弘子 取締役 中尾朱美	代表取締役 中尾國男 取締役 中尾國男 取締役 森田徹 取締役 中尾弘子 取締役 宮岸崇 監査役 廣谷美鈴	令和5年4月3日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 月 日

申請者

氏名又は名称 日誠建設株式会社

住 所 天理市富堂町33番地の1

代表者氏名 代表取締役 中尾 國男



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県天理市富堂町 3 3 番地の 1
日誠建設株式会社

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 0 6 6 6 7	
商 号	日誠建設株式会社	
本 店	奈良県天理市福住町 5 5 1 2 番地 3	
	奈良県天理市富堂町 3 3 番地の 1	平成 1 0 年 1 1 月 8 日 移 転
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	昭和 6 0 年 4 月 5 日	
目 的	1 土木建築工事業 2 土木工事業 3 舗装工事業 4 とび、土工工事業 5 水道施設工事業 6 建築工事業 7 造園工事業 8 造園工事の設計及び管理 9 石工工事業 1 0 タイル、れんが、ブロック工事業 1 1 鉄筋工事業 1 2 しゅんせつ工事業 1 3 防水工事業 1 4 左官工事業 1 5 鋼構造物工事業 1 6 管工事業 1 7 塗装工事業 1 8 大工工事業 1 9 不動産業 2 0 一般貨物自動車運送事業 2 1 上記各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	4 0 0 0 株	平成 1 9 年 1 月 2 4 日 変 更
		平成 1 9 年 2 月 1 3 日 登 記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 6 2 0 株	平成 1 9 年 2 月 1 3 日 変 更
		平成 1 9 年 2 月 1 3 日 登 記

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
資本金の額	金8100万円	平成19年2月13日変更
		平成19年2月13日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>中尾 勇人</u>	平成26年9月30日重任
		平成27年4月10日登記
		令和5年4月3日辞任
		令和5年4月20日登記
	取締役 <u>森 田 徹</u>	平成26年9月30日重任
		平成27年4月10日登記
	取締役 <u>中尾 弘子</u>	平成26年9月30日重任
		平成27年4月10日登記
	取締役 <u>中尾 朱美</u>	平成26年9月30日重任
		平成27年4月10日登記
		令和4年8月26日辞任
		令和4年9月2日登記
	取締役 <u>宮 岸 崇</u>	令和5年1月6日就任
		令和5年1月30日登記
取締役 <u>中尾 國男</u>	令和5年4月3日就任	
	令和5年4月20日登記	
奈良県天理市西長柄町547番地3 代表取締役 <u>中尾 勇人</u>	平成26年9月30日重任	
	平成27年4月10日登記	
	令和5年4月3日辞任	
	令和5年4月20日登記	

奈良県天理市富堂町33番地の1
日誠建設株式会社

	奈良市三条大路一丁目9番13号 代表取締役 中尾 國 男	令和 5年 4月 3日就任
		令和 5年 4月 20日登記
	監査役 廣 谷 美 鈴	平成26年 9月 30日就任
		平成27年 4月 10日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 3月 17日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 4月 25日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

畑 山 尚 江



定 款

(商 号)

第1条 この会社の商号は、日誠建設株式会社と称する。

(目 的)

第2条 この会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築工事業
- 2 土木工事業
- 3 舗装工事業
- 4 とび、土工工事業
- 5 水道施設工事業
- 6 建築工事業
- 7 造園工事業
- 8 造園工事の設計及び管理
- 9 石工工事業
- 10 タイル、れんが、ブロック工事業
- 11 鉄筋工事業
- 12 しゅんせつ工事業
- 13 防水工事業
- 14 左官工事業
- 15 鋼構造物工事業
- 16 管工事業
- 17 塗装工事業
- 18 大工工事業
- 19 不動産業
- 20 一般貨物自動車運送事業
- 21 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本 店)

第3条 この会社は、本店を奈良県天理市に置く。

(公告の方法)

第4条 この会社の公告は、官報に掲載してする。

(株式の総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4000株とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 この会社の額面株式1株の金額は、金五万円とする。

(株式取扱規則)

第7条 株券の種類・株式の名義書替・質権の登録・信託財産の表示・株主としての諸届・株券の再発行・その他株式に関する手続および手数料は、取締役会で定める株式取扱規則によるものとする。

(株主名簿の閉鎖)

第8条 この会社は、毎事業年度終了の日の翌日から決算期に関する定時株主総会終結の時まで株主名簿の記載の変更を停止する。

② 前項のほか、2週間前に公告して臨時に一定期間、株主名簿の記載を停止することができる。

(株主総会)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3月以内に招集する。臨時株主総会は、必要により随時に招集する。

(総会の招集および議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき社長が招集し、議長となる。

社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(総会の決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 株主は代理人をもって、議決権を行使することができる。

(総会の議事録)

第12条 株主総会の議事録は、議事経過の要領ならびに、その結果を記載し、議長および出席した取締役が記名・捺印して会社に保存する。

(取締役会の権限)

第13条 取締役会は、法令に定める事項のほか、会社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第14条 取締役会は社長が招集し、議長となる。社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の1週間前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
- ③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第15条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の議事録)

第16条 取締役会の議事録は、議事経過の要領ならびにその結果を記載し、議長および出席した取締役が、これに記名捺印して会社に保存する。

(取締役・監査役の定員)

第17条 この会社の取締役は3名以上10名以内、監査役は3名以内とする。

(取締役・監査役の選任)

第18条 取締役および監査役の選任決議は、発行済株式の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その決議権の過半数により決する。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票よらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。

(監査役の任期)

第20条 監査役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって取締役社長1名を選任し、必要に応じ専務取締役・常務取締役各若干名をおくことができる。

(代表取締役)

第22条 取締役社長は、会社を代表する。

② 取締役会の決議をもって、社長のほかに取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。

(常任監査役)

第23条 監査役はその互選により、常任監査役をおくことができる。

(役員報酬)

第24条 取締役・監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

(事業年度)

第25条 この会社の事業年度は1年とし、毎年7月1日に始まり、翌年6月末日をもって終る。

(利益配当金)

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載の株主または登録した質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第27条 配当金の支払確定の日から3年を経過したときは、会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

(株式の譲渡制限)

第28条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

令和5年 5月 2日

現在の定款に相違ありません。

奈良県天理市富堂町33番地の1

日誠建設株式会社

代表取締役 中尾 國男

